

協議会だより

全国知事会事務局と懇談を行いました

二〇二三年九月六日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、全国知事会事務局と懇談を行いました。

全国知事会は、同年七月二十五日に「子ども・子育て政策推進本部」を設置し、「子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言」（以下「提言」）を発表しました。「子ども・子育て政策推進本部」は、全四七都道府県の知事で構成された組織で、滋賀県知事を本部長、茨城県知事を副本部長としています。「提言」は、「1. 実効性ある取組の展開について」「2. 子ども・子育て予算の増と財源の安定確保について」「3. 子ども・子育て政策の強化について」という構成

になっており、学童保育については以下の記述があります。

③ 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化等

・就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること

④ 子ども・子育て世帯を対象とするサービス拡充、教育の機会の確保・質の向上等

③ 乳幼児期における教育・保育の充実等
・放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、国

の責任において施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること

九月六日の懇談当日は、全国連協がごども家庭庁成育環境課に六月二二日に提出した要望書、内閣府地方分権改革推進室のごども家庭庁成育環境課に八月二二日に提出した緊急申入書、冊子『学童保育情報 2022-2023』改訂・テキスト『学童保育指導員の仕事【増補版】』『高等教育機関における「学童保育士」養成課程の設置について』などを持参しました。

厚生労働省の二〇二二年の実施状況調査によれば、保護者から利用料を徴収している学童保育は、全体の九割を超えています。利用料の月額、ばらつきがあります。が、一万円未満が全体の八割を占めます。

この間、市町村による減免や補助などの軽減措置の制度も拡充されてきましたが、国が減免制度を設けていないことが、経済的な困難を抱えた家庭が学童保育への入所をあきらめざるを得ない要因の一つになっています。

全国連協ではこれまでも厚生労働省に向けて、「全国的な一定水準の質の確保」を大前提に、「必要な運営費を増額することで保護者負担も増大することから、運営費の二分の一を保護者負担とする考え方を見直していただく」「市町村が、ひとり親家庭などの経済的に厳しい家庭への保育料の減免などを行えるよう、市町村の行う減免に対して補助を行うなど、国としての制度を創設してください。あわせて、『母子及び父子並びに寡婦福祉法』および『子供の貧困対策に関する大綱』に明記されている『特別な配慮』が実行できる制度や仕組みを作ってください」とくり返し要望してきました。

このたび発表された「提言」には、「放課後児童支援員の確保に向けた」補助要件の緩和」などの文言も含まれており、具体的になにを指すのか懸念されます。

地域学童保育連絡協議会から、日常的にやりとりをしている担当課を通じてそれぞれの知事へ「学童保育拡充」の要望を届け、全国知事会からの国への要望につなげることが非常に重要です。

また、市町村の担当課を通じて、市町村長にも要望を届け、全国市長会、全国町村会からの国への要望につなげることも大切です。全国連協からもひきつづき、各組織に働きかけます。

こども家庭庁・文科省 連名通知「学校施設の 活用等について」

二〇二三年八月三十一日付で、こども家庭庁成育局成育環境課長、文科科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文科科学省大臣官房

文教施設企画・防災部施設助成課長、文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名の通知、「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（以下「通知」）が发出されました。

二〇二三年度は「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度とされています。全国連協がこれまでこども家庭庁と懇談をしたなかでは、今年度の早い時期から、「二〇二三年度末までに一五二万人分を整備する」とした目標が達成されていないこと」にふれた発言が聞かれました。

これらの影響か、国が実施し、例年は年末に発表している学童保育の実施状況調査も、六月二十八日の時点で速報値が発表されています。また、七月二十八日には「放課後児童対策に関する二省庁会議」が開催されました。

「通知」では、「1. 学校施設等の有効活用について」として、「余

裕教室の活用が見込めない場合には、学校施設の一時的な利用（タイムシェア）を中心に検討する必要があること」が示されていて、別添の参考資料には「学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例」も紹介されています。

「通知」では、「学校施設の一時的な利用（タイムシェア）を促進するため、あらかじめ取り決めておくことが望ましいと考える事項を別紙にて新たに示しているので、併せて参照されたいこと」「なおこれらの取決めやひな形については、関係部局間・関係者間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書等の締結を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう求めるものではない。教育委員会・福祉部局・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で活用されたいこと」との考えが示されています。

* * *

社会の関心は「待機児童解消」に集まりがちですが、一時的にスペースを確保するだけの対応にとどまっています。子どもたちの生活の連続性が保障されません。また、子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育での生活は、子どもたちに深刻な影響を与えます。

子どもが必要とする期間、負担に思うことなく学童保育に通いつづけるためには、一人ひとりが安心して子ども同士や指導員との関係を築ける環境が不可欠です。

具体的には、「子ども集団の規模の上限を守りながら、必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、二人以上の適切な指導員数を、少なくとも一年間は固定して配置すること」を確実にを行い、同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことが必要です。